

# 資料 1

## 令和3年度 第3回磐田市多文化共生社会推進協議会 摘録

日 時	令和3年11月19日（金）午後7時00分～9時00分
場 所	磐田市役所西庁舎1階 Web会議室
出席委員	池上 重弘会長、玉田 文江委員、川原 利彦委員、松下 晴彦委員 渡邊 カルロス委員、青島 彰委員、小沼 裕樹委員、松尾 真里委員 高橋 ロウエナ委員、田中 琢問委員、相川 アンジェラ委員
事務局	地域づくり応援課 課長補佐、職員2人
オブザーバー	学校教育課（勝又） 多文化交流センター（杉田、山田）

### [会議内容]

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 報告事項

- (1) 第2回協議会の振り返り【資料1】
- (2) 第4次磐田市多文化共生推進プラン冊子（案）説明【資料2】

#### 4 協議事項

- (1) 第4次プラン冊子（案）の見直し【資料2】
- (2) 具体的な取組内容（案）の見直し【資料3】

#### 5 閉会

### [資料内容]

- 【資料 1】 第2回磐田市多文化共生社会推進協議会 会議摘録
- 【資料 2】 第4次磐田市多文化共生推進プラン冊子（案）
- 【資料 3】 具体的な取組内容（案）の見直し

## [会議概要摘録]

### 1 開会（事務局）

- ・欠席者は2名「藤田 允委員」、「平野 利直委員」
- ・「相川 アンジェラ委員」、「田中 琢問委員」、「薛 堅委員」3名からは遅参する旨の連絡を受けています。※薛委員は、欠席となりました。
- ・今後のプラン策定までのスケジュールについて説明

### 2 池上会長あいさつ

- ・オンラインの会議にも慣れたが、本来の形ではない。対面ならではの空気感が出ないのは味気ないが致し方ない。
- ・前回に引き続き、オンラインでは意見を出しづらいため、私から指名をして意見をもらう。
- ・その前にまず、皆さんと3点共有しておきたい。

#### 【1点目】

特定技能第2号について検討開始の報道があった。  
今すぐではないが、来年から本格的な検討が行われる。  
特定技能資格の方々の永住を視野に入れたものである。  
しかし、永住権が付与されたからといって、資格者の全員が永住するわけではない。  
永住してくれると思うのは、日本人のエゴである。

#### 【2点目】

出入国在留管理庁が有識者会議を立ち上げた。  
11月29日に、会議で作成された意見書を法務大臣に提出する。  
意見書を基に、国として初めての多文化共生・社会統合の中期計画が計画される予定。  
プランの中では、以下の7つに重点が置かれると思われる。  
①共生社会の実現、②安全安心な社会、③多様性に富んだ活力ある社会  
④個人の人権の尊重、⑤円滑な日本語教育の支援、⑥必要な情報発信  
⑦ライフスタイルに合わせた支援

#### 【3点目】

- 袋井市を中心に中東遠地域で多文化共生の連携を取りはじめた。  
11月15日（月）に、そのキックオフとなる会合があった。  
これからは、単独自治体ですべての機能を備えて活動することは難しいため、広域で連携した取組みが進んでいくことを期待している。  
インターナショナルフェアなども、その取組みの一つと言えるだろう。
- ・それでは、次第に沿って事務局より報告事項の説明があります。

### 3 報告事項

#### (1) 第2回協議会の振り返り【資料1】

- ・事務局より資料1について説明  
(質疑応答)

#### (2) 第4次磐田市多文化共生推進プラン冊子

- ・事務局より資料説明

#### (3) 第4次磐田市多文化共生推進プラン体系図

- ・事務局より資料説明

### 4 協議事項

#### (1) 第4次プラン冊子(案)の見直し

##### ① 基本理念について

【池上】

まずはプランの考え方、基本理念について議論したい。

外国人市民の方々は、そもそも多文化共生推進プランを知っているのか。

【相川】

内容はとても分かりやすいし、素晴らしい。

しかし、知っている人は少ない。一般の方にも知ってもらいたい。

本プランは多言語でも作成する予定があるか。

【事務局】

多言語対応は考えていなかった。前向きに検討したい。

【相川】

翻訳者でも、これだけの内容を翻訳するのはとても大変

自動翻訳を活用するのも良いと思う。

【池上】

概要版だけでも多言語対応を検討してもらいたい。

第3次プラン策定時には学生だった田中さん、この理念は中学生でも理解できる内容か。

【田中】

今の小中高生は、外国人市民が身近にいるため、理解できる内容であると思う。しかし、磐田市らしさが加わると更に良いと思う。

【池上】

基本理念は多文化共生社会以外でも、理念として通じる。汎用性が高い。

【事務局】

男女共同参画プランでも同じような表現になってしまっている。県や他市町村の理念も、あいまいで汎用性が高く、参考資料が少なく悩んでいる。

**【池上】**

現在、日本人と外国人を二分化して考えている。

このことについて、何か違和感はあるか。

**【渡邊】**

これでも良いと思う。

しかし、外国人に届くような情報発信をしてもらいたい。

Facebook などを活用して多くの外国人市民に対して、プランに関するアンケートを行うのも面白いと思う。行政との壁を壊すことが必要

**【川原】**

SDG s にも使われている文言であるため、このままでも良いと思う。

日本人と外国人を分けて考えるのも、わかりやすいため良いと思うが、“互いに”という言葉は、2者が対立しているようなイメージがあるため、“共に”という言葉に変更するのも良いと思う。

プラン冊子を銀行、健康増進課、こども未来課などの窓口に置いて、手渡しで配ると多くの人に届くのではないか。

**【田中】**

磐田市ならではのフレーズが入っていると良いなと思う。

**【青島】**

東部小学校では、昔「違いを力に」というスローガンを掲げていた。

“違い”を肯定するのか、しないのかが大事だと思う。

**【事務局】**

第3次プランの理念で“互いを認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる多文化共生のまちづくり”を掲げていた。その次のステップとして、今回“助け合う”という文言を入れた。日本人と外国人を二分化しないで捉えるのは更に次のステップだと考えている。

また、本プランは今年度の国際フェアのパネル展示に掲載する事で、情報発信できるよう計画している。

**【池上】**

ここで結論を出す必要はないため、事務局で持ち帰って見直しをするとよい。

**②現状と課題について**

**【池上】**

年齢層別人口は、これまでになかった情報である。これから先を考えるのによい資料

掲載しているデータは良いが、少し数字が小さく読みにくいいため、もう少し大きくなると嬉しい。

### ③基本方針について

#### 【小沼】

体系図について、日本人に向けた周知も大事である。

#### 【勝又】

体系図 1 6 の外国人児童は、外国人児童生徒に変更するのが正しい。

#### 【松井】

幼児は数値化するのが難しいが、早期に入園を進めることで子どもたちや家庭の助けになるため、幼児向けの取組みが盛り込まれると良い。

#### 【事務局】

幼児にも支援する要素を入れた方が良いと感じた。

#### 【江間】

高校では、言葉の問題をクリアしている子とそうでない子がいる。

言葉をクリアできれば学校や家庭、就労にも役立つため、日本語習得に関する内容があると良い。

#### 【池上】

令和 5 年度から、県立の夜間中学が磐田の“天平のまち”に本校、三島に分校が設置される。

子どもが学ぶ日本語だけでなく、大人が学校などで学ぶための日本語の教育が足りない。

磐田市ではどう考えているか。

#### 【事務局】

市独自の日本語教室を展開していきたい。夜間中学との連携も考えている。

#### 【松下】

技能実習生は組合があるので、問題はない。

しかし、派遣会社に勤めている方への支援は必要である。

外国人と企業がマッチングできる機会があると良い。

#### 【事務局】

これまで企業との連携が取れていなかった。産業部と連携して、まずは課題の把握と企業との繋がりを作っていきたい。

また、企業に対しても市独自の日本語教育を通じて、橋渡しをしたい。

#### 【玉田】

ららぽーと磐田でのインターナショナルフェアの、準備会に参加している。

その中で、パネル展示による自治会組織の紹介を行いたい。

#### 【池上】

ららぽーと磐田で実施することにより、関心の無い方にも知ってもらえる貴重な機会。夜間中学についても紹介できると良い。

#### 【青島】

新規施策や継続施策がわかれば良い。

**【事務局】**

第4次プランでは、取組みの統廃合を行っており、表記することでかえって分かりづらくなる可能性があると考え、表記をしていなかった。

**【青島】**

あえては求めないため、大丈夫です。

(2) 具体的な取組内容（案）の見直し

資料3について、事務局から説明

**【池上】**

情報発信において、SNSの活用が盛り込まれているが、実際、外国籍の方々  
はSNSをよく使っているのか。

**【高橋】**

フィリピンではSNSをよく使っているので、効果がある。

特に、Facebookは有効である。

**【田中】**

若者はInstagramを使っているが、アプリの仕様が市からの情報発信にはそぐわないと思う。

また、外国人コミュニティへの発信力を持った、キーパーソンとなる20代、30代の人材の把握や育成も考えていきたい。

**【池上】**

インターナショナルフェアで、チームになってワイワイと準備や運営をする場に外国人市民の方を巻き込めると良い。

学生は、学校で防災訓練をしているため、子どもに親を連れ出してもらうような仕掛けが出来ると良い。

**【杉田】**

プランが変化しているのが感じられてよかった。

子どもは学校で日本人と外国人と一緒に暮らしているため、理解があるが、大人は違うため防災訓練は有効であると思う。

交流センターでバレーボールをしていた若者に地域に参加をしたらどうかと提案をしたり、東新町団地に消防車を呼んで、子どもたちを乗せて防災訓練について、呼び掛けをさせた。

外国人市民が集まっている場に出向くことが大事である。

文章などではなく、実践の活動が必要となる。

**【池上】**

国際交流協会が、関係団体として多く名前が上がっているが、内容についてどう考えているか。

**【川原】**

日本人の認識が薄いので、日本人に対するインパクトのある言葉が必要  
ICE の会報誌にも使ったが、“選ばれる磐田”という言葉などは良いと思う。  
なぜ今のプランが必要かについて、日本人に分かりやすい説明が必要

**【山田】**

学齢期を越えた方向けの学習の場の提供がない。  
市の施策に入れてもらいたい。

**【池上】**

夜間中学に入る前の、日本語教育の場が必要

**【江間】**

磐田には大学もあるため、連携できれば、時間や行動力によって発信力が上がるのではないか。

**【池上】**

地元の大学等との協力を指す文言を入れたらどうか。  
本日出た意見について、事務局での見直しをして、次の会議に臨みたい。

**6 閉会**

磐田南高校（定時制）4年生25名を対象（内外国籍生徒16人、日本籍生徒9人）

## 資料 2-1

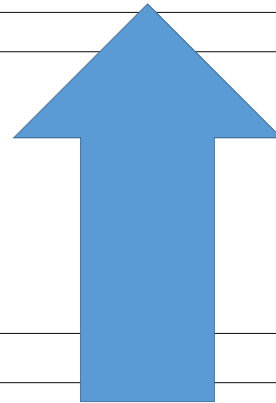
### グループ① 議題「学校生活・勉強する環境」

**(目指したい磐田)**こうなって欲しいという希望

- ・学校の通訳者を増やして欲しい。1校で、言語別に1人～3人くらい
- ・授業のスピードを変えて欲しい。  
中学までは早すぎてついていけなかった。定時制の高校はスピードがちょうど良い。
- ・周りのわからないことと、自分のわからないことが同じだと相談しやすい。

**変わっていくために必要なこと・・・**

- ・幼稚園からお互いの文化を知る。
- ・高齢者(60歳以上)の偏見をなくす。



**(今までの磐田)**困っていること・良いところ

- ・「外国人だからいいよ」と差別される。
- ・漢字の”よみがな”が無くて読めない。
- ・英語だけじゃなくて、母語を勉強する時間が欲しい。
- ・日本家庭の親の教育によって、外国人差別の意識が、変わらない。  
⇒こどもにも考えが残る。



磐田南高校（定時制）4年生25名を対象（内外国籍生徒16人、日本籍生徒9人）

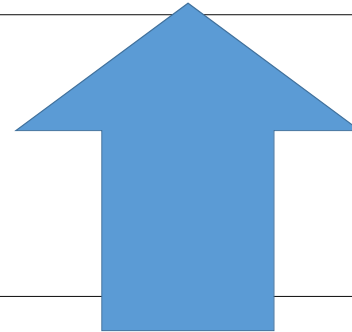
## グループ② 議題「就職・はたらく環境」

**(目指したい磐田)**こうなって欲しいという希望

- ・外国人と、日本人がお互いの文化に関われる施設・イベントをつくる。
- ・国籍を問わず、仲良くできるまち
- ・差別が無い社会
- ・日本語の勉強から就職までをサポートしてくれる施設がほしい。

**変わっていくために必要なこと...**

- ・言葉の溝をなくす。
- ・もっと交流する場所をつくる。
- ・話す機会をつくる。定時制高校のような場所



**(今までの磐田)**困っていること・良いところ

- ・非正規雇用が多い。
- ・人柄が良い。
- ・働く場所が多い。
- ・普通に会話ができたり、ジェスチャーでなんとかしている。

磐田南高校（定時制）4年生25名を対象（内外国籍生徒16人、日本籍生徒9人）

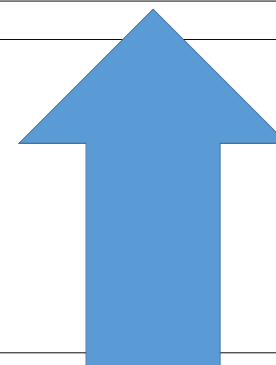
## グループ③ 議題「外国人と日本人が理解し合うために」

**（目指したい磐田）**こうなって欲しいという希望

- ・外国人だから〇〇みたいなものをなくしたい。
- ・バーベキュー、スポーツ、Eスポーツなどのイベントで、色々な国の人と関われる。

**変わっていくために必要なこと...**

- ・言葉や文化を理解して共有すること。
  - ・学校でも同じ国の人と固まりがちだから、交流できる機会を増やす。
  - ・技術的アシストをする。
  - ・日本語を勉強する。（家で独学・友達と・ゲームを通じて）
- ※日本語教室は2回くらい言ったけど辞めた。教えてくれる人達が高齢で話が通じない。



**（今までの磐田）**困っていること・良いところ

- ・名前が長いから、手続きやネットを使うときに名前が入りきらなくて困る。
- ・外国人を安い労働力としてみている。
- ・他の国の人を知る機会が、普通に暮らしていると少ない。
- ・外国人の友達が日本人にいじめられていた。
- ・中学までは日本語がわからなくていじめられていた。

# 資料 2-2

## 神明中学校ヒアリング結果

実施日：令和3年12月21日（火）13：00～13：25（25分間）

対象者：外国籍の親を持つ3年生、5名

内 容：多文化共生推進プランの説明  
意見交換

### 【意見交換内容】

#### 1 これまで磐田で暮らして来た中で困ったことは？

- ・生まれてから日本で暮らしていたから、日本語が喋れた。  
だから、日本での暮らしで困ったことは無い。
- ・小学校4年生で日本に来た。  
田原小学校に通っており、先生のサポートや友達をサポートですぐに馴染めた。
- ・親が日本語がわからないから、自分が通訳者として頼られる。  
そのせいで、学校を休まなければいけないことがよくある。

#### 2 学校の学習環境はどう思う？

- ・授業はとてもよくわかる。
- ・周囲と比べても、特に置いていかれるようなことはない。
- ・いところが中学生で急に日本に来て、編入した。  
日本語を上手く扱えず、授業に付いていけておらず、友達も出来なくて困っていた。

### 【所感】

- ・現代の子どもたちは、多文化共生、男女平等などの多様性に関する教育が進んでおり、あまり大きな問題を抱えている様子はなかった。
- ・授業に付いて行けない訳では無いが、進路に困る外国ルーツの学生が多いのは、学力の問題ではなく、家庭の金銭関係に問題があると推察された。
- ・みんなとても良い子ばかりで、真剣に話を聞いてくれて、多文化共生について考えてくれた。一生懸命頑張っている姿がわかったからこそ、これからの進路を自由に選べるような環境を作れないかと感じた。

(案)

## だい じ いわたしたぶんかきょうせいすいしん 第4次 磐田市多文化共生推進プラン

たぶんかきょうせい  
多文化共生とは・・・

こくさき みんぞく などのこと ひとひと たが ぶんかてき ちがいを みと あい、たいとう かんけい  
を築こうとしながら、ちいきしゃかい こうせいいん として ともに生きていくこと。



しずおかけん いわたし  
静岡県磐田市

このページは空白です。

# 目次

## 第1章 第4次プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨 . . . . . |
- 2 プランの位置付け . . . . . |
- 3 プランの期間 . . . . . 2
- 4 SDGs(持続可能な開発目標)の推進 . . . . . 2

## 第2章 外国人市民の現状と課題

- 1 人口推移 . . . . . 3
- 2 国籍別人口の推移 . . . . . 4
- 3 地区別人口 . . . . . 5
- 4 在留資格 . . . . . 6
- 5 児童生徒数の推移 . . . . . 7
- 6 年齢層別人口(ブラジル国籍) . . . . . 8
- 7 外国人と日本人の親しみ度 . . . . . 9
- 8 磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果(抜粋) . . . 10、11

## 第3章 プランの内容

- 1 基本理念 . . . . . 12
- 2 基本方針 . . . . . 13
- 3 体系図 . . . . . 14・15
- 4 具体的な施策 . . . . . 16~19

## 第4章 プランの推進体制

- 1 成果指標の一覧 . . . . . 20
- 2 プランを推進する体制の整備 . . . . . 21

## 参考資料 . . . . . 22~28

## 磐田市多文化共生社会推進協議会要綱 . . . 29、30

1 プラン策定の趣旨

国の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の多文化共生に関する基本的な考え方や施策を明らかにして計画的に推進するため、2007(平成19)年3月に「磐田市多文化共生推進プラン」、2012(平成24)年3月に「第2次磐田市多文化共生推進プラン」、2017(平成29)年3月に「第3次磐田市多文化共生推進プラン」を策定しました。

これまで第3次プランに掲げた「安心して暮らせる環境づくり」・「多文化共生の地域づくり」・「ともに未来を築く人づくり」の3本の柱に基づき、様々な施策を実施してきた結果、本市の多文化共生は着実に成果を上げています。

しかし、日本における外国人を取りまく状況は変化しており、2019(平成31)年4月の「出入国管理および難民認定法」(以下「入管法」という)改正により、在留資格に「特定技能」が新設されたことなどに伴い外国人の多国籍化や定住・永住資格者の増加が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中で、ICTの活用や多言語による情報提供、外国人が生活者として暮らすための初期日本語教育の推進が、これからの多文化共生推進に求められています。

本市においても、ベトナム人市民の急激な増加による多言語化のニーズや、コロナ禍での就職難による日本語学習意欲の高まりを感じています。

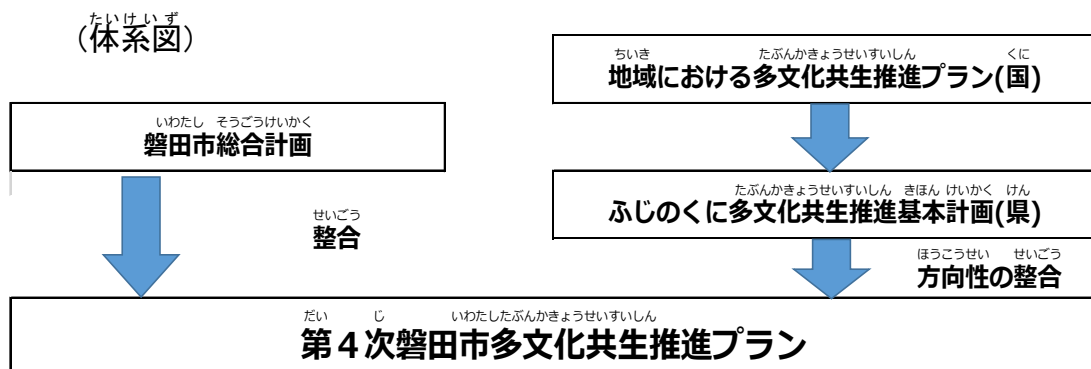
これらの、社会情勢の変化に対応する新たなプランを作成するにあたり、2020(令和2)年に実施した日本人および外国人市民を対象とした市民意識調査の結果などから現状と課題を整理したうえで、本市の多文化共生をさらに発展させることを目的に「第4次磐田市多文化共生推進プラン(以下「本プラン」という)」を策定します。

※1 出入国管理および難民認定法

日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。通称「入管法」。1990(平成2)年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

2 プランの位置づけ

本プランは、本市の行政運営の基本指針である「磐田市総合計画」に沿った内容であり、他の関連計画と整合を図っていきます。



### 3 プランの期間

本プランは第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図り、計画期間を2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。なお社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

	2017(平成29)年度～2021(令和3)年度	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)
多文化共生推進プラン	第3次プラン	第4次多文化共生推進プラン				
第2次総合計画	前期基本計画	後期基本計画				

### 4 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の省略です。2015(平成27)年9月の国連サミットで採択され、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市では、持続可能で多様性を認め合う社会を実現させるため、SDGsと関連づけながら本プランの推進を図ります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





# 第2章

## 外国人市民の現状と課題

### 1 人口推移

市内の外国人人口は、1990(平成2)年の入管法<sup>※1</sup>改正法施行以降、ブラジル人やペルー人など南米系日系人を中心に年々増加してきましたが2008(平成20)年秋のリーマンショックがきっかけとなる世界的経済危機以降は減少してきました。

しかし、景気の回復に伴い2015(平成27)年からは再び増加に転じており、コロナ禍でも増加傾向にあります。

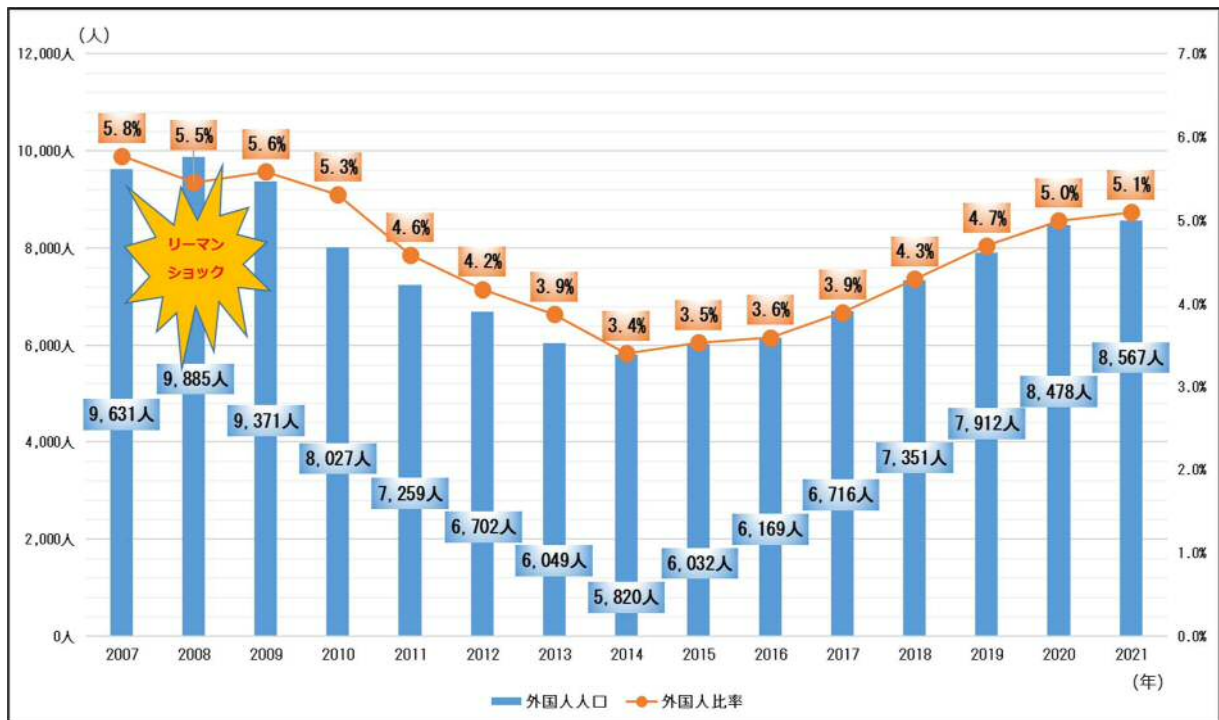
2021(令和3)年3月末時点では、8,567人と日本人を含む人口の5.1%を占め、県内で浜松市、静岡市に次いで3番目に多くなっています。

このように、市内の日本人人口は減少が進む一方で、外国人人口はこれからも増加を続け、外国人市民の割合が高まることが予想されます。

このため、日本人と外国人が多文化共生に対する理解を深め、互いに助け合える地域づくりが必要です。

◆外国人人口と外国人比率の推移(市内)

各年3月末現在



※1 「入管法」(再掲)

日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。1990(平成2)年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

## 2 国籍別人口の推移

2021(令和3年)3月末現在、51カ国の国籍の外国人が市内に在住しています。

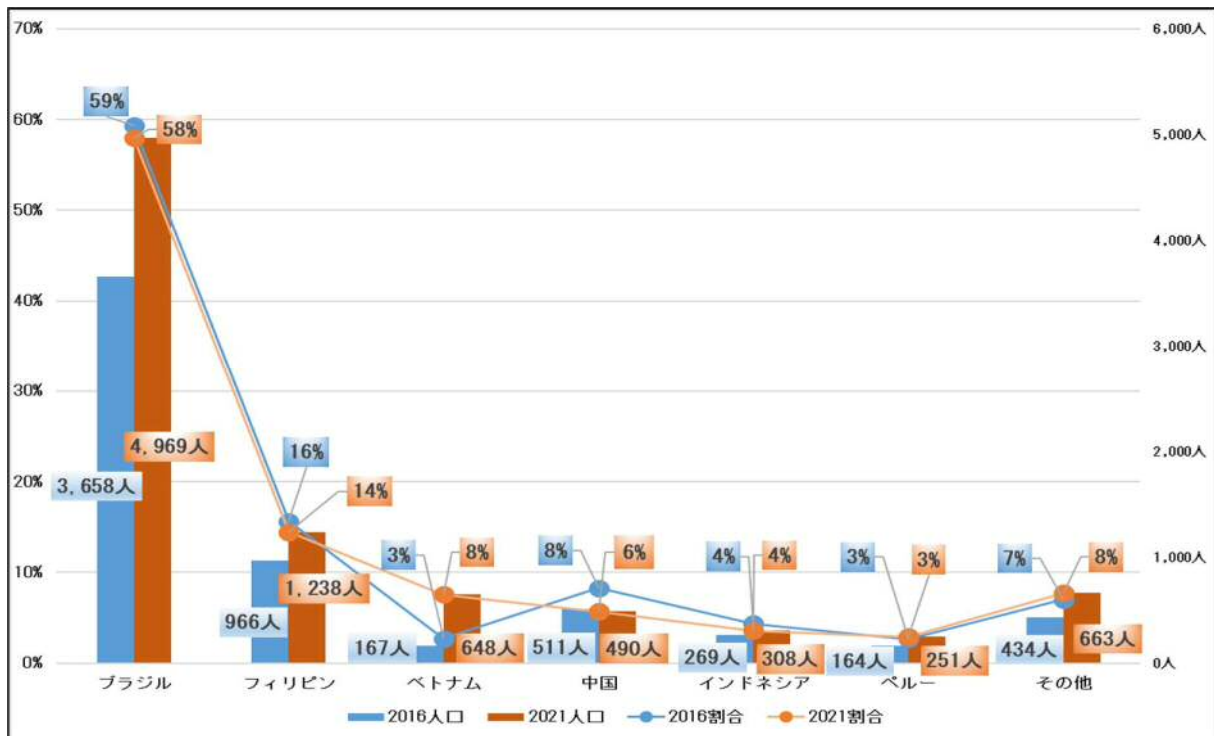
国籍別人口の上位5カ国をみると、ブラジルが4,969人(58%)で最も多く、次いでフィリピンが1,238人(14%)、ベトナムが648人(8%)、中国が490人(6%)、インドネシアが308人(4%)となっています。

2015(平成27年)4月以降、在留資格\*2に「技能実習\*3号」や「技術・人文知識・国際業務\*4」などが新設されたことにより、フィリピン・ベトナム等の東南アジア圏の外国人割合が急増しており、国籍の構成にも変化が見られます。

このため、東南アジア圏の外国人市民に向けた情報発信を行うための方法を充実させる必要があります。

### ◆国籍別外国人人口と構成割合の推移(市内)

各年3月末現在



#### ※2 在留資格

「出入国管理および難民認定法」に定められた活動を行うことによって、外国人が日本に滞在することができる資格。

#### ※3 技能実習

外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により3区分に分けられる。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ)1号は入国1年目の技能習得、2号は2~3年目の技能習熟、3号は4~5年目の技能熟達するための資格。所定の実技試験や、出入国在留管理庁の審査を通ることで移行できる。

#### ※4 技術・人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約に基づいて行う業務で、「技術」は理学、工学、農学、医学その他の自然科学の分野、「人文知識」は法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務、「国際業務」は外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務。(例:通訳、デザイナーなど)

### 3 地区別人口

市内で外国人人口が500人を越える地区は、多い順に竜洋西地区(1,075人)、中泉地区(982人)、天竜地区(965人)、見付地区(694人)、南御厨地区(535人)です。

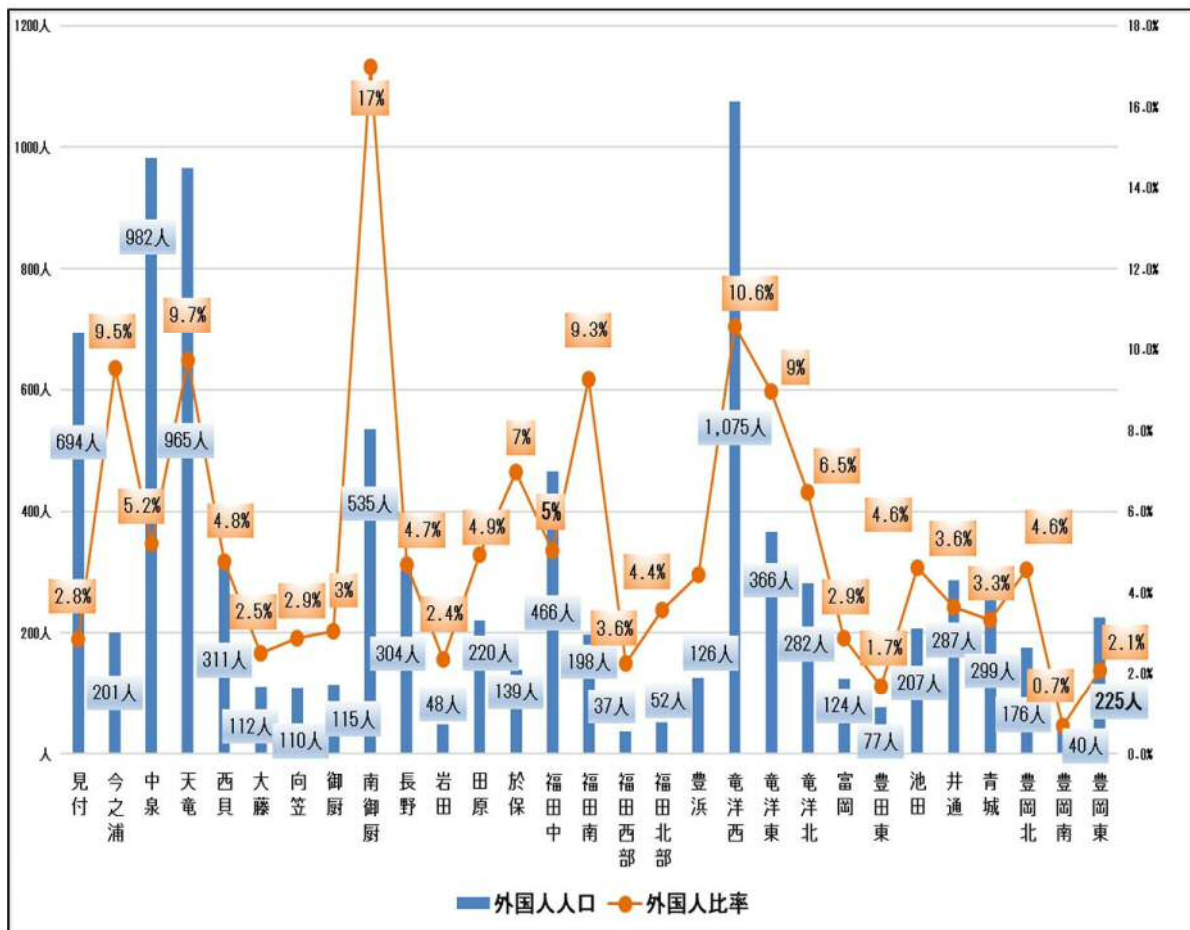
一方、地区別の外国人比率は、高い順に南御厨地区(17%)、竜洋西地区(10.6%)、天竜地区(9.7%)となっています。

2007年(平成19年)頃は、出稼ぎのため日本を訪れるブラジル人が多く、短期滞在の方が南御厨地区の東新町団地など県営・公団住宅に多く住んでいましたが、定住・永住化が進んだ現在は、市内全域に分散して居住しています。

このため、日常生活圏内に外国人が暮らしている今日において、市内すべての地域住民が多文化共生について当事者意識を持つ必要があります。

#### ◆地区別外国人人口および比率 (市内)

2021(令和3)年3月末現在

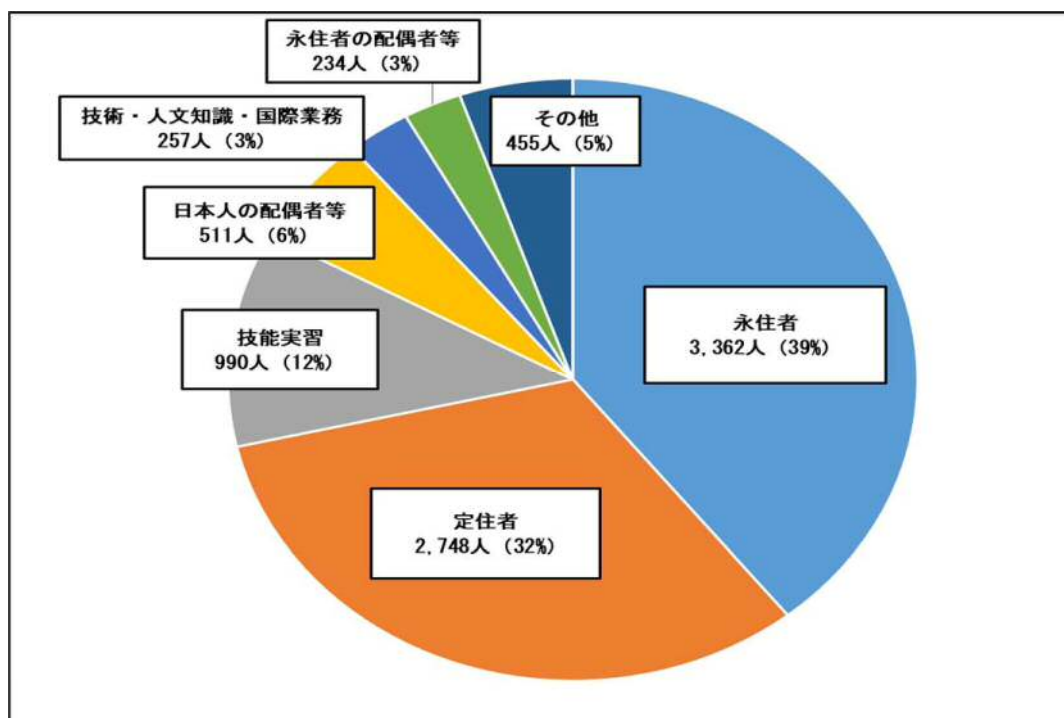


## 4 在留資格

外国人市民の在留資格は、「永住者\*5」が 3,362人(39%)で最も多く、次いで「定住者\*6」が 2,748人(32%)、「技能実習」が 990人(12%)となっています。また、「日本人の配偶者等\*7」や「永住者の配偶者等\*8」も多く、永住者、定住者と合わせると8割を超える外国人が長期滞在可能な資格を有しており、定住化・永住化が進んでいます。

このため、外国人が生活者として日本人と対等な関係で暮らせるよう、地域住民の多文化共生に対する理解を深める必要があります。

### ◆外国人市民の主な在留資格(市内) 2021(令和3)年3月末現在



#### ※5 永住者

以下の3つを満たしているかを考慮して法務大臣が許可した者に与えられる資格。

- ①素行善良である(法令違反していない)、②独立生計要件を満たしている(一定以上の年収がある)、③国益適合要件(在留期間の長さなど)を満たしている。

また、③の特例として、日本人・永住者の配偶者で婚姻3年以上継続かつ1年以上日本に在留している方、定住者になって5年以上在留している方、難民認定後5年以上在留されている方なども認められる。

#### ※6 定住者

法務大臣が人道その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認める在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子などに認められ、日本での活動に制限がなく就労も自由。

#### ※7 日本人の配偶者等

日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあたえられる在留資格。

#### ※8 永住者の配偶者等

永住者などの配偶者または永住者などの子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留しているもの。

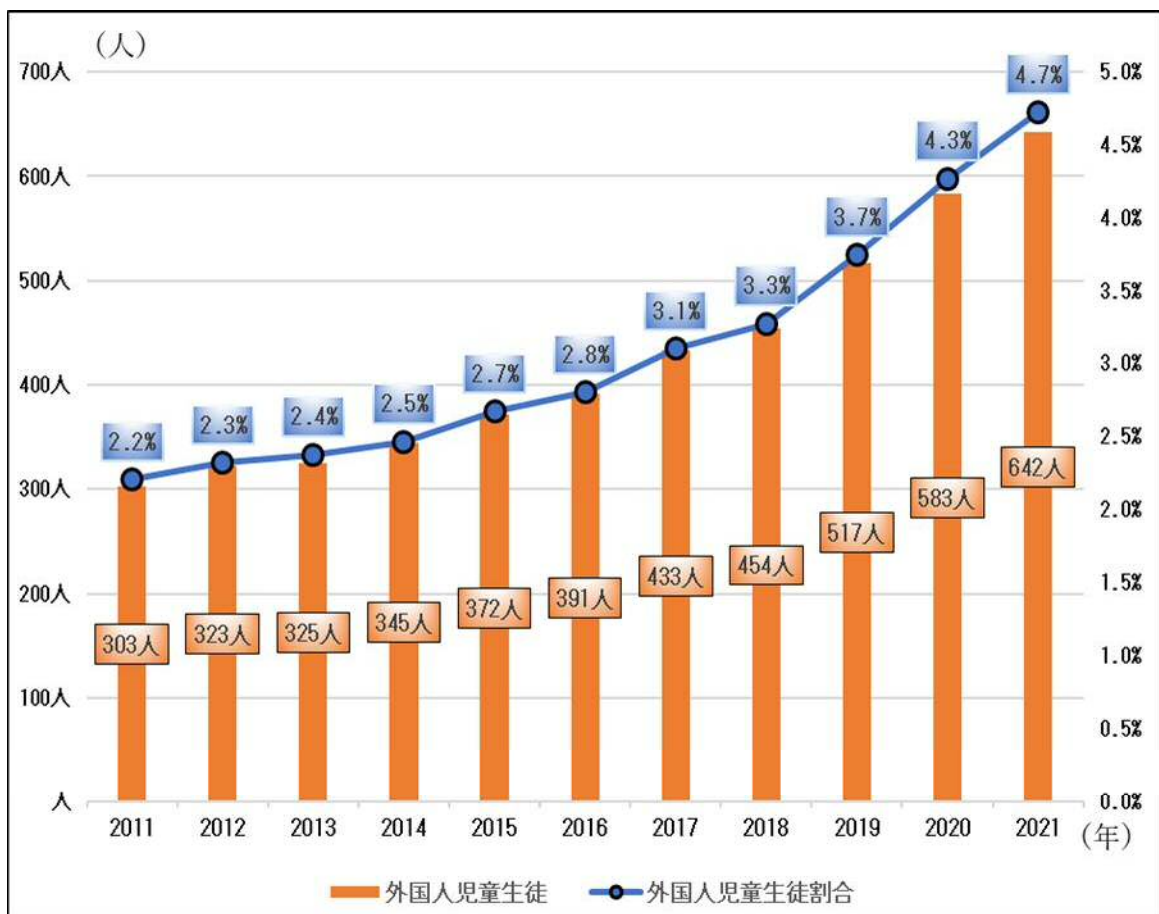
## 5 児童生徒数の推移

家族で定住、永住することを選択する外国人市民が増加したことにより、市内の公立小中学校に通う外国人児童生徒は増加傾向にあり、2021（令和3）年4月末時点では過去最多となる642人が在籍しています。

このため、増加する外国人児童生徒数に対応できる教育環境の整備および外国人保護者に対する情報発信を充実させる必要があります。

また、日本の教育や進学制度の周知、キャリア教育により国籍を問わず様々な進路を選択できるように支援していく必要があります。

◆公立小中学校の外国人児童生徒数の推移（市内） 各年4月末現在



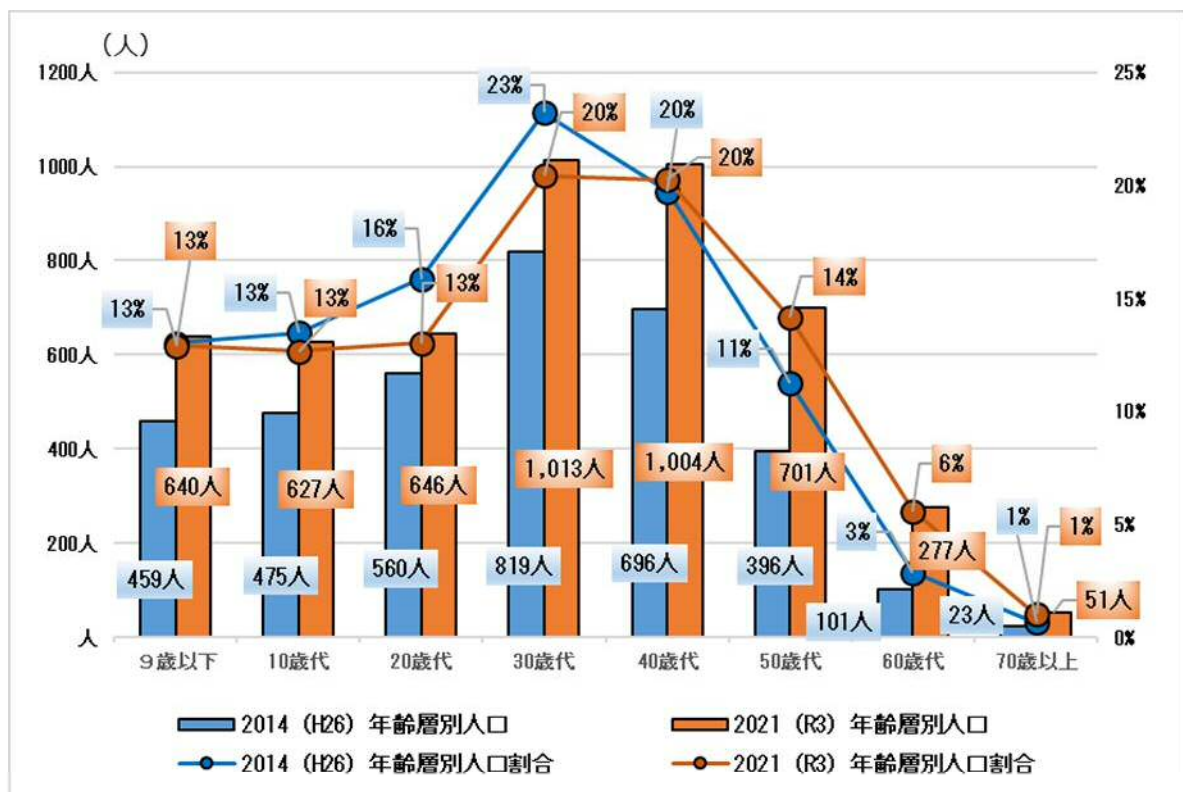
## 6 年齢層別人口（ブラジル国籍）

定住・永住資格者が多いブラジル人市民の年齢層別人口と、割合の変化に注目しました。2014（平成26）年と2021（令和3）年3月末時点と比較すると、どの年齢層でも人口が増加している中、30歳代以下の割合が減少している一方で、40歳代以上の割合が増加しています。

このことから定住・永住するブラジル人市民が増加したことに伴い、これから外国人の高齢化が進んでいくことが考えられます。

このため、外国人の高齢化により生じる課題および解決方法について検討を始め、早期に対応を進めていく必要があります。

### ◆ブラジル人市民の年齢層別人口（市内）（2014年3月→2021年3月）



## 7 外国人と日本人の親しみ度

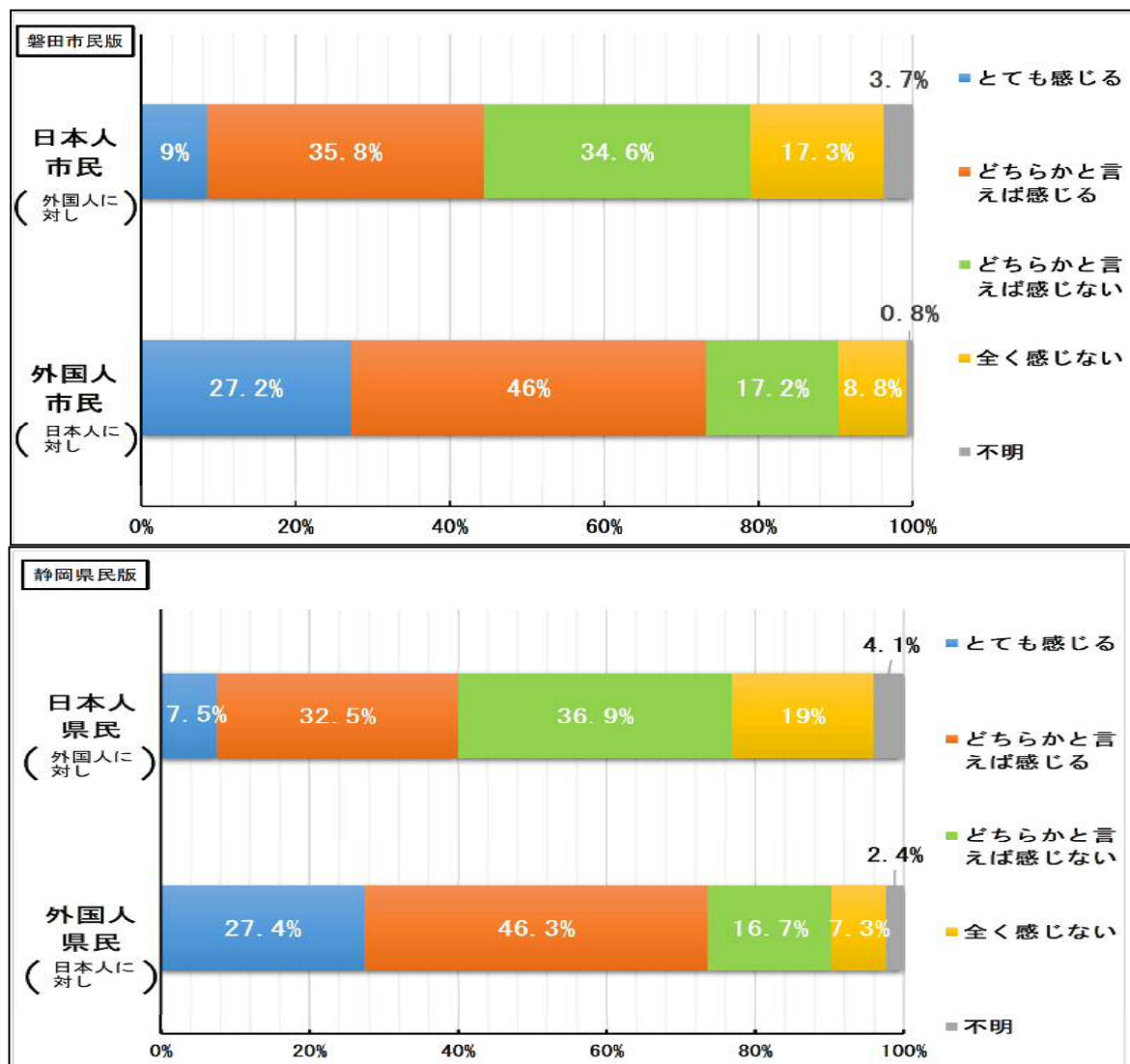
静岡県が2020(令和2)年度に実施した「多文化共生基礎調査」において、日本人と外国人の県民に、お互いの親しみの度合いを聞いた調査結果です。(※磐田市民の回答を抜粋した結果も掲載)

外国人市民・県民で、日本人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約7割であり、多くの外国人が日本人に親近感を持っていることがわかりました。

一方、日本人市民・県民で、外国人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約4割であり、外国人との親しみ度合いに約3割の差があることから、日本人のほうが外国人に対して心理的抵抗感を持っていることがわかりました。

このため、外国人に日本の文化を理解してもらうだけでなく、日本人が外国の異文化を理解しようとする姿勢や、積極的に交流する機会をつくるなど、国籍の垣根を越えた「心の交流」が必要です。

### 外国人と日本人の親しみの度合い 2020年度実施 静岡県多文化共生基礎調査



# 8 磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果 (抜粋)

2020(令和2)年、近年、増加傾向にある東南アジア圏のタイ・インドネシア・ベトナム国籍の外国人市民を対象にアンケート調査を実施しました。

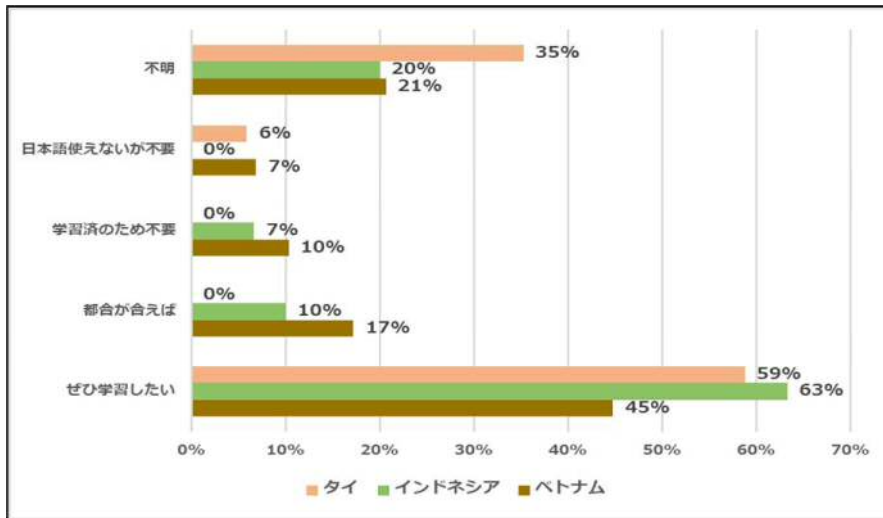
対象者：3国籍(ベトナム・インドネシア・タイ)の市民  
 標本数：300人(無作為抽出)  
 調査期間：2020(令和2)年9月17日～10月5日  
 調査方法：郵送配布・郵送回収  
 回収結果：105人(35%)

## (I) 日本語学習の希望

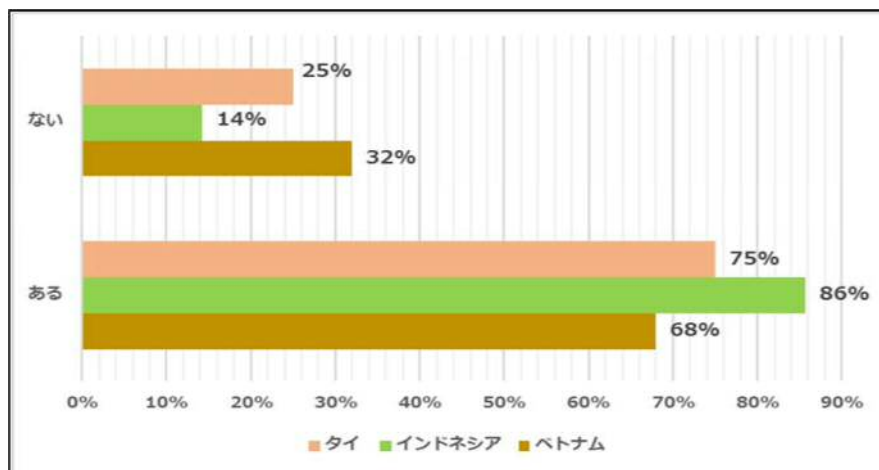
調査結果から、インドネシア・タイ国籍の外国人市民の5割以上が日本語学習に意欲的であることがわかりました。また、3国籍の約70%が母国などで日本語学習の経験があることから、基礎レベル以上の日本語能力を身に付けられる場所を求めていると考えられます。

このため、生活者として日常会話レベルの日本語を学べる場だけでなく、受講者のニーズに合わせたレベルで学べる機会を確保する必要があります。

### ◆日本語学習の希望(国籍別)



### ◆日本語学習経験の有無(国籍別)





## (2)自治会加入状況

どの国籍の方も、7割以上が自治会に加入していません。

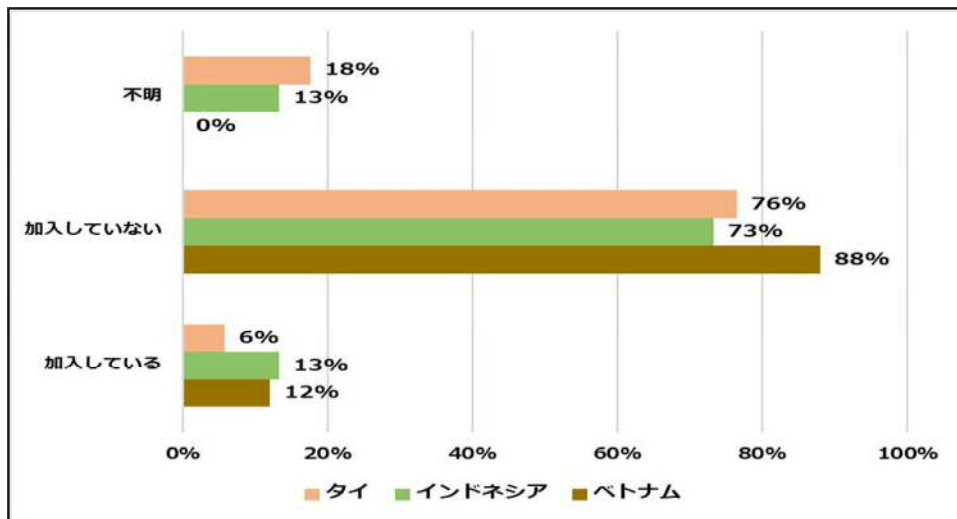
また、インドネシア・ベトナム国籍ではその理由として「自治会を知らない」「加入方法がわからない」が合わせて7割を超えています。

このことから、外国人市民に対して自治会の意味や加入するメリットについて、丁寧でわかりやすい説明と情報提供を積極的に行う必要があると考えられます。

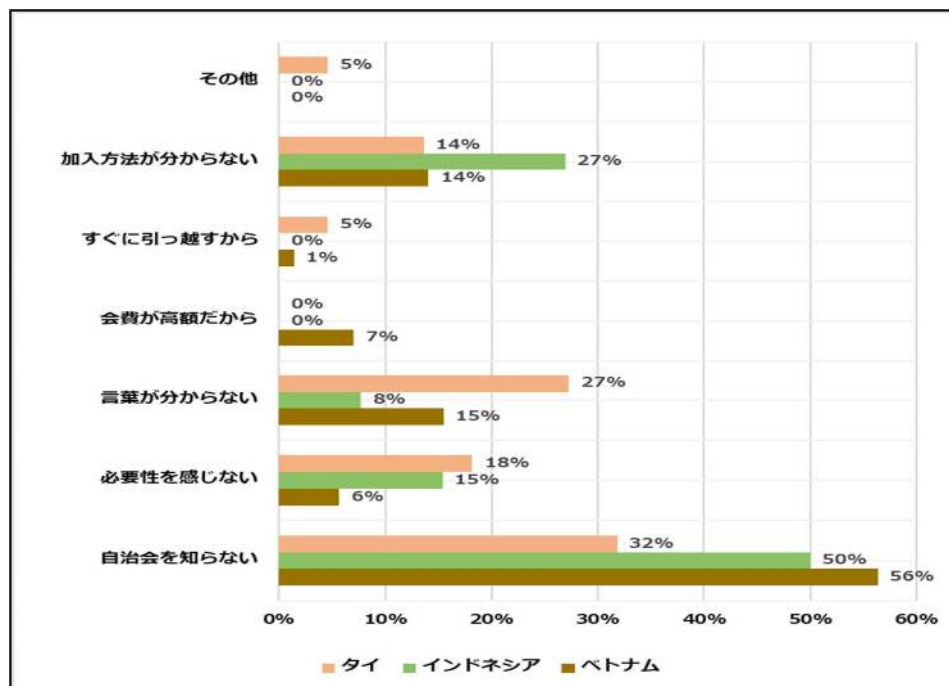
また、技能実習制度などを利用した在留期間が短い外国人が多いことも、加入が少ない要因のひとつと考えられます。

このため、このような外国人市民の状況を、受け入れる側の日本人市民が十分に理解したうえで自治会加入する必要性を説明することが必要です。

### ◆自治会加入状況(国籍別)



### ◆自治会に加入しない理由(国籍別)



このページは空白です。

1 きほんりねん  
基本理念

こくせき みんぞく ぶんか ちが みと あ  
「国籍・民族・文化の違いを認め合い

えがお か いわた  
笑顔であいさつを交わすまち 磐田

がいこくじん にほんじん した ど ちょうさけっか にほんじんしみん なか がいこくじんしみん たい  
外国人と日本人の親しみ度の調査結果から、日本人市民の中に外国人市民に対する  
しんりてきていこうかん そんざい  
心理的抵抗感が存在することがわかりました。

にほんじんがわ がいこくじん すこ りかい よ そ ちいきじゅうみん とも く  
日本人側が外国人を少しでも理解しようと寄り添い、地域住民として共に暮らしていく  
たいとう なかま いしき も たいせつ  
対等な仲間としての意識を持つことが大切です。

にほんじんしみん がいこくじんしみん そうほう こくせき みんぞく ぶんか ちが みと あ にちじょうせいかつ  
そこで、日本人市民と外国人市民の双方が国籍・民族・文化の違いを認め合い、日常生活  
なか えがお か たが あゆ よ たす あ たぶんかきょうせい  
の中で笑顔であいさつを交わしながら、互いに歩み寄り、助け合うことができる多文化共生  
のまちづくりを目指します。

## 2 基本方針

外国人市民の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指すために次の4つを基本方針に掲げて取り組んでいきます。

### (1) 多文化共生の地域づくり

外国人市民の定住化・永住化、日本人市民の少子高齢化と人口減少が進む中、地域の日本人と外国人が互いの異なる文化や価値観などを認め合い理解し合うことで、だれもが対等な地域社会の一員であるという自覚を育みます。また、互いに笑顔であいさつを交わし、歩み寄り、助け合える多文化共生の地域をつくりまします。

### (2) 多言語対応と日本語学習機会の充実

外国人市民が地域や職場で個々の能力を活かし、安定した生活水準を確保しながら日本で暮らしていくためには日本語能力を身に付けることが重要です。日本語学習機会の提供と学習意識の啓発による日本語能力の向上は、外国人市民のためだけでなく、共に暮らす地域や職場における円滑なコミュニケーションにつながります。

### (3) 安心して暮らせる環境づくり

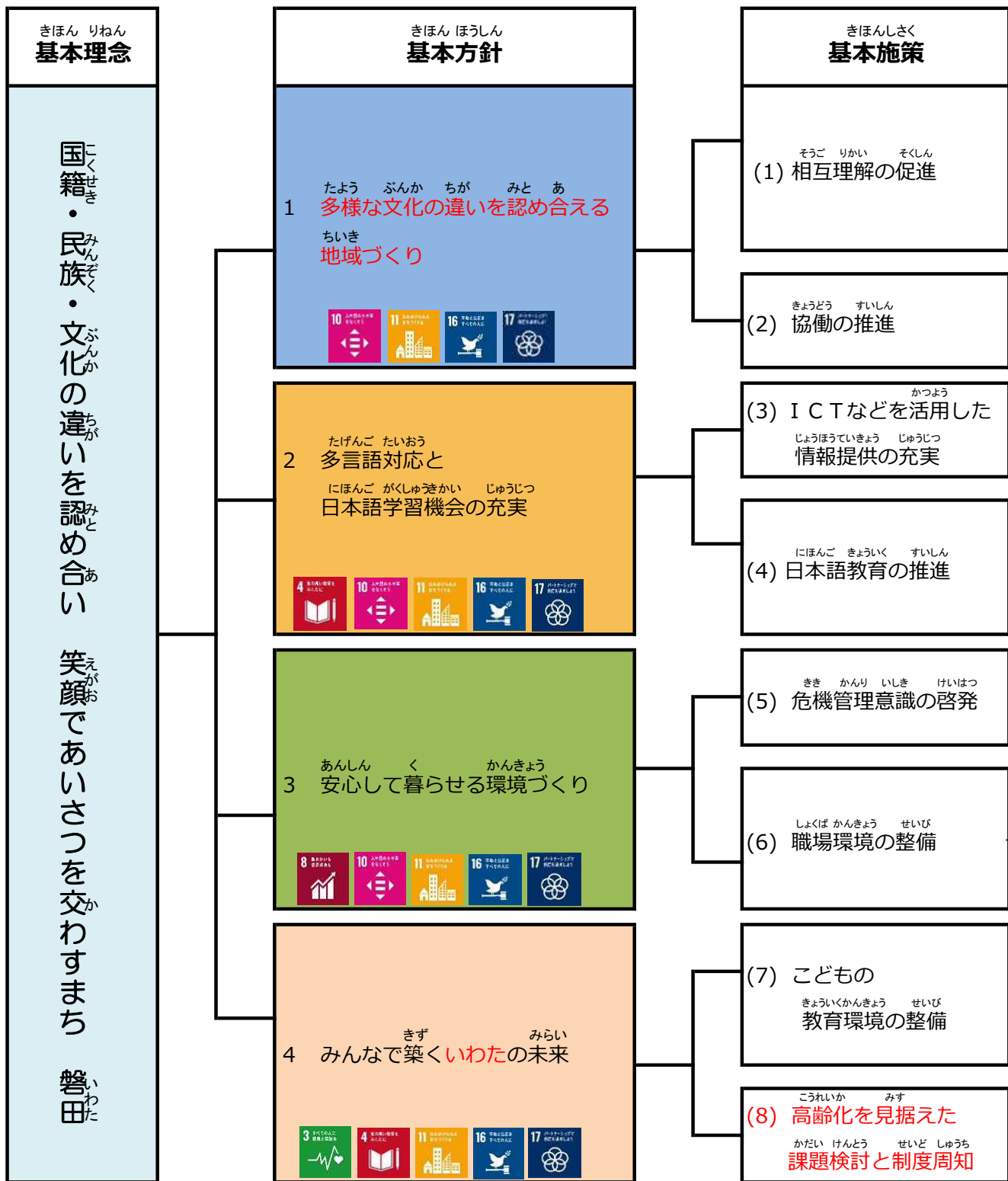
外国人市民の増加や多国籍化により、日本人市民と外国人市民のコミュニケーション不足による誤解や偏見が生まれています。地域組織や企業などと連携した支援体制の整備に努めるとともに、SNSを活用した多言語による生活・就労に関する情報提供や、防災意識の啓発を行うことで安心して暮らせるまちをつくりまします。

### (4) みんなで築くIWATAの未来

日本で学齢期を過ごす外国人児童や若者が増加しているため、教育環境の充実が必要不可欠です。だれもが将来への目標を描いて、自由に進路を選択できるように教育環境を充実させることで、磐田を担う若い世代を育てまします。

また、外国人市民の高齢化が確実に見込まれる中で、10年後の未来を見据えた対応が求められています。危機意識を持って準備し早期に対応することで、誰一人取り残さない多文化共生社会を目指します。

# 3 体系図



※「日本人対象」…日本人市民にも求められる施策

具体的な施策

※日本人  
対象

① 日本人市民に対する多文化共生の啓発

◎

② 外国人市民に対する多文化共生の啓発

◎

③ 日本人市民と外国人市民の交流促進

◎

④ 外国人市民に対する地域活動への参加促進

◎

⑤ キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援

◎

⑥ やさしい日本語の活用

◎

⑦ SNSの活用と多言語化の充実

⑧ 日本語支援者の育成

◎

⑨ 日本語学習意識の啓発

◎

⑩ 日本語教室の実施・運営

◎

⑪ 災害・感染症に備えた支援体制の構築

◎

⑫ 防災意識の啓発

◎

⑬ 外国人相談窓口の充実

⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握

⑮ 外国人を雇用する企業に対する啓発

⑯ 外国籍の子どもに対する支援体制の強化

⑰ 外国人家庭に向けた教育制度の理解促進

⑱ 教育に関わる機関の連携強化

⑲ 外国人市民に向けた福祉・医療制度の周知

⑳ 高齢化を見据え情報共有を図る機会の創出

## 4 具体的な施策

### 【基本方針1】 多様な文化の違いを認め合える地域づくり

#### [具体的な施策]

#### 基本施策(1) 相互理解の促進

日本人市民と外国人市民の相互理解を促す講座や交流イベントの企画および情報発信に努めます。



具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
① 日本人市民に対する多文化共生の啓発	1	自治会や地域づくり協議会と連携した多文化共生意識の啓発および「やさしい日本語*9」を普及します。	ちいき 地域づくり応援課	じちかいれんごうかい 自治会連合会 ちいき 地域づくり協議会
	2	学校、交流センターなどで国際理解や人権に関する市民向け講座などを開催し、多文化共生を啓発します。	ちいき 地域づくり応援課	がっこうきょういくか 学校教育課 ふくしか 福祉課
② 外国人市民に対する多文化共生の啓発	3	磐田国際交流協会、多文化交流センターを通じて、外国人市民が集まる場で多文化共生を啓発します。	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
	4	外国人情報窓口やSNSなどを活用して多文化共生を啓発します。	ちいき 地域づくり応援課	—
③ 日本人市民と外国人市民の交流促進	5	磐田国際交流協会・多文化交流センター・交流センター・市民団体等と連携して交流を促進します。	ちいき 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会	じちかいれんごうかい 自治会連合会 ちいき 地域づくり協議会

#### ※9 「やさしい日本語」

普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えたり、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語のこと

#### 基本施策(2) 協働の推進

外国人市民が、地域の一員として地域社会に参画することを促すとともに、地域における外国人リーダーの育成に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
④ 外国人市民に対し地域活動へ参加促進	6	外国人に対し自治会活動へ参加を促進するため情報を発信します。	ちいき 地域づくり応援課	じちかいれんごうかい 自治会連合会 ちいき 地域づくり協議会
⑤ キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援	7	磐田国際交流協会などの関係団体と連携し、外国人リーダーに関する情報共有および育成・支援を行います。	ちいき 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会	じちかいれんごうかい 自治会連合会 ちいき 地域づくり協議会

基本方針2 多言語対応と日本語学習機会の充実



[具体的な施策]

基本施策(3) ICTなどを活用した情報提供の充実

生活に必要な情報を、すべての外国人市民が受け取りやすいようにSNSや動画の活用による情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑥「やさしい日本語」の活用	8	市職員に向けた「やさしい日本語」の周知および研修を実施します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	かくか 各課
	9	市の各種通知や案内などに「やさしい日本語」の使用を促進します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	かくか 各課
⑦SNSの活用と多言語化の充実	10	市ウェブサイトやSNSを活用した多言語による情報提供と、外国人向けのシティプロモーションを充実します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 こうほうこうちよう 広報広聴シティプロ モーション課	かくか 各課
	11	磐田国際交流協会などの関係団体を通じて各種情報の取得方法を周知します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

基本施策(4) 日本語教育の推進

定住、永住する外国人市民に対して、日常会話レベルの日本語能力を身に付けられる学習環境を提供するとともに、学習意欲のある方が希望するレベルの日本語学習機会を確保します。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑧日本語支援者の育成	12	日本語支援者の研修および日本語ボランティア養成講座の実施により人材発掘と育成を行います。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会 じちかいれんごうかい 自治会連合会 ちいき きょうぎかい 地域づくり協議会
⑨日本語学習意識の啓発	13	SNSの活用や自治会などの関係団体を通じて日本語学習意識を啓発します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会 じちかいれんごうかい 自治会連合会 ちいき きょうぎかい 地域づくり協議会
⑩日本語教室の実施・運営	14	日本語が話せない方をはじめ、レベルに応じた日本語を習得できる教室の運営と支援を行います。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会



# 【基本方針3】 安心して暮らせる環境づくり



## [具体的な施策]

### 基本施策(5) 危機管理意識の啓発

災害や感染症の発生に備え、外国人市民の危機管理意識の向上と地域組織や企業などと連携した支援体制の構築に努める中で、地域リーダーとなる外国人人材の発掘と育成に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑪ 災害・感染症に備えた支援体制の構築	15	災害時や感染症発生時に必要な情報を届け、適切な対応が行えるよう、NPO 団体や外国人を雇用している企業等と連携した支援体制を構築します。	地域づくり応援課 危機管理課 産業政策課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会 企業
⑫ 防災意識の啓発	16	SNS の活用や自主防災会・企業など防災活動を行う関係団体を通じて防災意識を啓発します。	地域づくり応援課 危機管理課 産業政策課	自治会連合会 地域づくり協議会 企業
	17	地域防災訓練へ参加を促進する中で防災意識を啓発し、地域リーダーとなる外国人人材の発掘・育成を行います。	地域づくり応援課 危機管理課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会

### 基本施策(6) 職場環境の整備

定住・永住者や技能実習制度を活用する外国人市民が安心して働き、労働意欲や学習意欲の向上を図ることができるように、外国人向け相談窓口の充実と企業や関係機関と連携した職場環境の整備に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑬ 外国人相談窓口の充実	18	外国人の生活・就労・育児などの各種相談対応とSNS活用や多言語対応を充実します。	地域づくり応援課 福祉課 こども未来課	各課
⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握	19	外国人を雇用している企業訪問やアンケート実施により実態把握します。	地域づくり応援課 経済観光課 産業政策課	-
⑮ 外国人を雇用する企業に対する啓発	20	商工会議所、商工会などと連携や企業訪問を通じ、外国人を雇用する企業へ職場環境の改善に関する啓発と就労支援を行います。	経済観光課 産業政策課	地域づくり応援課
	21	外国人を雇用している企業の先進的事例を市内企業に紹介します。	地域づくり応援課 経済観光課 産業政策課	-

基本方針4】 みんなで築く **いわた** の未来



[具体的な施策]

基本施策(7) 子どもの教育環境の整備

磐田の未来を担う子どもが、母語や国籍を問わず教育が受けられるよう教育環境の整備に努めるとともに、外国人家庭に向けて学習意識の啓発に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑯外国人の子どもに 対する支援体制の 強化	22	外国籍の園児・児童生徒の増加や 多国籍化、居住地域の分散化に対応した 支援と連携体制を整備します。	がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
	23	日本の教育や進学制度に関する情報をわ かりやすく提供します。	がっこうきょういっか 学校教育課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
	24	ロールモデルとなる外国人の発掘・連携お よび活躍できる場を提供します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会 かくか 各課
⑰外国人家庭に向けた 教育制度の理解 促進	25	SNSの活用や多言語チラシ、学校を通じ た啓発および教育に関する情報を発信し ます。	がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課
	26	外国人保護者への言語支援体制の整備 や保護者同士がコミュニケーションを図る 機会を提供します。	がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
⑱教育に関わる機関の 連携強化	27	多文化交流センターや外国人学校、教育 機関と情報交換や連携を強化します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

基本施策(8) 高齢化を見据えた課題検討と制度周知

10年後、20年後に確実に見込まれる外国人市民の高齢化問題を見据え、早期の課題把握と  
今から備えておく事項について関係機関および庁内関係課による情報共有と検討を始めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑲外国人市民に 向けた福祉・医療 制度の周知	28	SNSなどを活用して年金制度や介護保険 制度、医療制度の情報発信・周知を行いま す。	こくほねんきんか 国保年金課 こうれいしゃしえんか 高齢者支援課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課
⑳高齢化を見据え 情報共有を図る 機会の創出	29	庁内関係課や近隣市町と会議体を設置し、 課題把握および解決方法の検討と協議を行 います。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	かくか 各課 きんりんじちたい 近隣自治体

# 第4章

# すいしんたいせい プランの推進体制

## 1 成果指標の一覧

プランを着実に実施し、多文化共生社会の推進を実効性のあるものにするため5年間の目標を数値化しました。

基本方針	成果指標	現状値	目標値 (R8)
1 多様な文化の ちがいを みと 認め合える 地域づくり	【指標1】 外国人市民の市民意識調査において、地域で暮らす日本人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合	73.2% (2020(令和2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	85%以上
	【指標2】 日本人市民の市民意識調査において、地域で暮らす外国人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合	44.8% (2020(令和2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	65%以上
2 多言語対応と 日本語学習機会 の充実	【指標3】 「いわた日本語能力判定」により「レベル0から1およびレベル1から2」*10へ昇級した累積人数	—	200人以上 ※5年間
	【指標4】 外国人情報窓口から情報提供するSNSのフォロー（情報到達）率	ポルトガル語版38.9%(1,932人) タガログ語版9%(111人) ベトナム語版（未開設） (2021(令和3)年3月末時点)	ポルトガル語版(60%)以上 タガログ語版(40%)以上 ベトナム語版(30%)以上
3 安心して 暮らせる 環境づくり	【指標5】 外国人情報窓口における相談対応の件数	18,312件/年 (2020(令和2)年度実績値)	20,000件以上/年
	【指標6】 地域防災訓練に参加する外国人市民の参加率	2.8%(211人) (2018(平成30)年度実績値)	5%以上
4 みんなで築く わたの未来	【指標7】 初期支援教室で支援を受けた児童生徒の 適応状況（学校における3か月の出席率）	95% (2020(令和2)年度実績値)	97%以上

※10 日本語能力判定

「レベル0」とは、日本語を話す・聞こうとすることがほとんどできない程度

「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度

「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

## 2 プランを推進する体制の整備

### (1) 市内の推進体制

多文化共生のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、多文化共生の所管課が中心となり市内各課と連携を図ります。

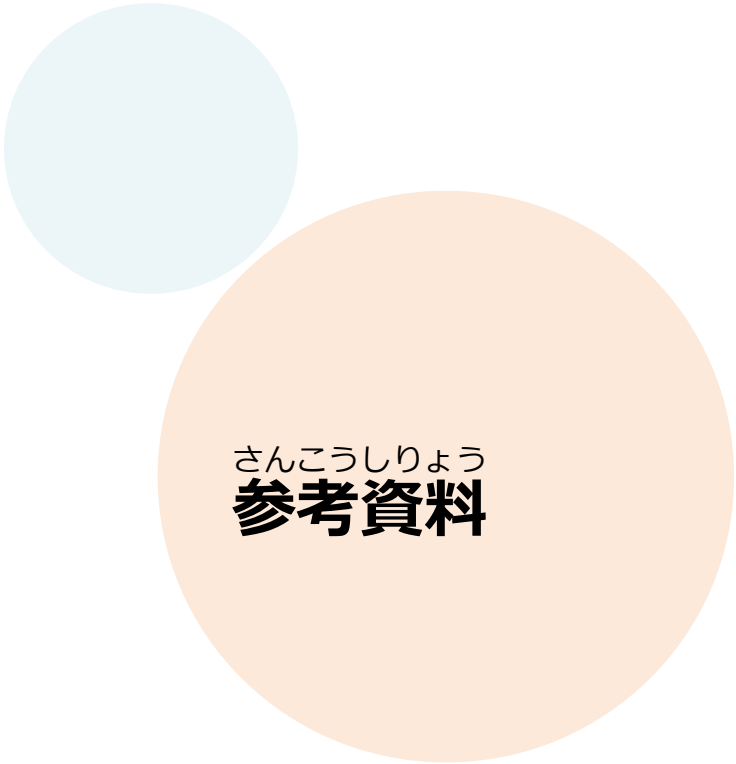
### (2) 市民参画による推進

外国人市民や関係団体の意見を施策に反映させるため、在住外国人、教育機関、企業、各種団体の代表者などで構成する「磐田市多文化共生社会推進協議会」を開催し、「多文化共生推進プラン」の進捗状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応した見直しを行います。

### (3) 関係機関との連携および協力

市単独では解決できない問題や広域で取り組むべき施策について、国・県・近隣市町をはじめ、地域の外国人住民に関わる機関などと連携・協力を図りながらプランを推進します。

このページは空白です。



さんこうしりょう  
**参考資料**

No.	ようご 用語	せつめい 説明
1	しゅつにゆうこくかんり 出入国管理および なんみんにんていほう 難民認定法 (3ページ)	にほんじん しゅつにゆうこく がいこくじん にほんこくざいりゅう かん きよか ざいりゅうしかくせいど なんみんにんていせいど 日本人の 出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度 とう さだ ほりつ つうしょう にゆうかんほう へいせい ねん かいせいほうしこう こくない につけい 等を定める法律。通称「入管法」。1990(平成2)年の改正法施行により、国内の日系 がいこくじん きゅうぞう 外国人が急増した。
2	ざいりゅうしかく 在留資格 (4ページ)	しゅつにゆうこくかんり なんみんにんていほう さだ かつどう おこな がいこくじん 「出入国管理および難民認定法」に定められた活動を行うことによって、外国人 にほん たいざい しかく が日本に滞在することができる資格
3	ぎのうじっしゅう 技能実習 (4ページ)	がいこくじん ぎのうじっしゅうせいど もと ざいりゅうしかく う い ほうしき かつどうないよう くぶん わ 外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により3区分に分けられ ごう ごう ごう ごう ごう ごう にごうこく ねんめ ぎのうしゅうとく ごう る。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ)1号は入国1年目の技能習得、2号は2~3 ねんめ ぎのうしゅうじゅく ごう ねんめ ぎのうじゅくたつ しかく しょうてい じつしきけん 年目の技能習熟、3号は4~5年目の技能熟達するための資格。所定の実技試験や、 しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちやう しんさ どお いこう 出入国在留管理庁の審査を通して移行できる。
4	ぎじゆつ じんもんちしき 技術・人文知識・ こくさいぎやうむ 国際業務 (4ページ)	にほん こうし きかん けいやく もと おこな りがく こうがく た しぜんかがく ぶんや 日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野 ほうりつがく けいざいがく しゃかいがく た じんもんかがく ぶんや ぞく ぎじゆつ ちしき もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識 よう ぎやうむ がいこく ぶんか きばん ゆう しこう かんじゆせい ひつよう を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする ぎやうむ じゅうじ かつどう れい つうやく 業務に従事する活動(例:通訳、デザイナーなど)
5	えいじゆうしゃ 永住者 (6ページ)	い か み こうりよ ほうむだいじん きよか もの あた しかく 以下の3つを満たしているかを考慮して法務大臣が許可した者に与えられる資格。 そこうぜんりやう ほうれいはん どくりつせいけいようけん み いっていいじやう ①素行善良である(法令違反していない)、②独立生計要件を満たしている(一定以上の ねんしゅう こくえきぎこうようけん ざいりゅうきかん なが 年収がある)、③国益適合要件(在留期間の長さなど) また、③の特例として、にほんじん えいじゆうしゃ はいぐうしゃ こんいん ねんいじやうけいぞく ねんいじやうにほん 在留している方、定住者になって5年以上在留している方、難民認定後5年以上在留さ ざいりゅう かた ていじゆうしゃ ねん いじやうざいりゅう かた なんみんにんていご ねんいじやうざいりゅう れている方なども認められる。
6	ていじゆうしゃ 定住者 (6ページ)	ほうむだいじん じんどうじやうその たどくべつ りゅう こうりよ いてい きかん してい きよじゆう みと 法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認める ざいりゅうしかく なんみん につけい せい がいこくじんはいぐうしゃ じっし みと にほん 在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子などに認められ、日本で かつどう せいげん しゅうろう じゅう 活動に制限がなく就労も自由
7	にほんじん はいぐうしゃどう 日本人の配偶者等 (6ページ)	にほんじん はいぐうしゃ とくべつようし にほんじん こ しゅつしやう 日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあた ざいりゅうしかく えられる在留資格。
8	えいじゆうしゃ はいぐうしゃどう 永住者の配偶者等 (6ページ)	えいじゆうしゃ はいぐうしゃ えいじゆうしゃ こ にほん しゅつしやう ご ひ つづ 永住者などの配偶者または永住者などの子として日本で出生し、その後引き続 にほん ざいりゅう き日本に在留しているもの。
9	にほんご やさしい日本語 (15ページ)	ふだんつか ことば がいこくじん わ かんたん ことば お か 普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えた ぶんしょう こま くぎ はいりよ にほんご り、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語のこと
10	にほんごのうりよくはんてい 日本語能力判定レベル (19ページ)	にほんご はな き ていど 「レベル0」とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度 かぎ たんご りかい はな か ていど 「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度 にちじやうせいかつ ひつよう にほんご りかい はな か ていど 「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

だい じ た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん さ く て い け い か  
**第4次多文化共生推進プランの策定経過**

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	ないよう 内容
2020.9.17 ～10.5	とうなん けん がいこくじん しみん む たぶ ん か き ょ う せ い 東南アジア圏外国人市民向け多文化共生 すいしん き ち ょ う ぎ じ ッ シ 推進プラン基礎調査を実施	ベトナム(対象165人、回答58人) インドネシア(対象90人、回答30人) タイ(対象45人、回答17人)
2021.6.25	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ か い す い し ん き ょ う ぎ かい 第1回多文化共生社会推進協議会	さく て い 策定スケジュールおよび課題整理 (ワークショップ)
2021.8.10 ～8.25	ち ょ う ない か ん け い か ち ょ う さ 庁内関係課へメール調査 (具体的な取組について)	ち ょ う ない か ん け い か ぐ た い て き し さ く も と 庁内関係課に具体的な施策に基づいて じ ッ シ よ て い と り く 実施予定の、取組について調査
2021.9.16	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ か い す い し ん き ょ う ぎ かい 第2回多文化共生社会推進協議会	た い け い ず あ ん か ん き ょ う ぎ プラン体系図案に関する協議 (ワークショップ)
2021.11.19	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ か い す い し ん き ょ う ぎ かい 第3回多文化共生社会推進協議会	ぐ た い て き し さ く な い よ う ほう こ う せ い か ん き ょ う ぎ 具体的施策の内容・方向性に関する協議 (ワークショップ)
2021.12.2 ～12.7	ち ょ う ない か ん け い か 庁内関係課へヒアリング	ぐ た い て き し さ く な い よ う ほう こ う せ い か ん き ょ う ぎ 具体的施策の内容・方向性に関する協議
2021.12.9	わか せ だ い た ぶ ん か き ょ う せ い 若い世代へ多文化共生ワークショップ (磐田南高校(定時制)に通う外国人生徒)	わか も の し て ん だい じ 若者の視点で第4次プランの内容を検討
2021.12.21	わか せ だ い た ぶ ん か き ょ う せ い 若い世代へ多文化共生ワークショップ (磐田市立神明中学校に通う外国人生徒)	わか も の し て ん だい じ 若者の視点で第4次プランの内容を検討
2021.12.23 (予定)	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ か い す い し ん き ょ う ぎ かい 第4回多文化共生社会推進協議会	あ ん か ん き ょ う ぎ プラン案に関する協議
2021.12. (予定)	がいこくじん ろうどうしゃ た ぶ ん か き ょ う せ い ち ょ う さ 外国人労働者へ多文化共生アンケート調査 (市内企業に勤める外国人市民)	がいこくじん ろうどうしゃ し て ん だい じ 外国人労働者の視点で第4次プランの ない よ う けん と う 内容を検討(アンケート調査)
2022.1.5 ～2.3(予定)	あ ん い けん ぼ し ゅ う プラン案へ意見募集 (パブリックコメント)の実施	い けん て い し ゅ つ 意見提出:
2022.2. (予定)	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ か い す い し ん き ょ う ぎ かい 第5回多文化共生社会推進協議会	さ い し ゅ う あ ん か く に ん プラン最終案の確認



だい じ た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん  
**第4次多文化共生推進プラン**

ね ん ど ね ん ど  
 (2022年度～2026年度)



いわたしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい いいんめいぼ  
**2 磐田市多文化共生社会推進協議会 委員名簿**

にんき れいわ ねん がつ にち から 2023(令和5) ねん がつ にち  
 任期:2021(令和3)年7月16日から 2023(令和5)年3月31日

No.	やくしよく 役職	しめい 氏名	かな かな	しよぞくとう 所属等
1	かいちよう 会長	池上 重弘	いけがみ しげひろ	しずおかぶんかげいじゆつだいがく 静岡文化芸術大学
2	ふくかいちよう 副会長	藤田 允	ふじた まこと	しちかいれんごうかい 自治会連合会
3	いいん 委員	玉田 文江	たまだ ふみえ	
4		川原 利彦	かわはら としひこ	いわたこくさいこうりゆうきょうかい 磐田国際交流協会
5		渡邊 カルロス	わたなべ かるろす	かぶしきがいしゃ 株式会社ORJ
6		平野 利直	ひらの としなお	ひらの こうぎようかぶしきがいしゃ 平野ビニール工業株式会社
7		松下 晴彦	まつした はるひこ	かぶしきがいしゃまつしたこうぎよう 株式会社松下工業
8		相川 アンジェラ	あいかわ あんじえら	はままついわたしんようきんこ 浜松磐田信用金庫
9		青島 彰	あおしま あきら	とうぶしょうがっこう 東部小学校
10		小沼 裕樹	こぬま ゆうき	しんめいちゆうがっこう 神明中学校
11		江間 啓之	えま けいじ	いわたみなみこうこう ていじせい 磐田南高校(定時制)
12		松尾 真里	まつお まり	とうぶようちえん 東部幼稚園
13		高橋 ロウエナ	たかはし ろうえな	ざいりゆうがいこくじん 在留外国人(フィリピン)
14		田中 琢問	たなか たくもん	ざいじゆうがいこくじん 在住外国人(ブラジル)
15		薛 堅	せつ けん	ざいじゆうがいこくじん ちゆうこく 在住外国人(中国)

No.	やくしよく 役職	しめい 氏名	かな かな	しよぞくとう 所属等
1	オブザーバー	勝又 千夏	かつまた ちなつ	がっこうきょういくか 学校教育課
2		杉田 友司	すぎた ともじ	たぶんかこうりゆう 多文化交流センター
3		山田 裕美	やまだ ゆみ	

じゆんぶどう けいしょうりやく  
 ※順不同・敬称略

### 3 令和2年度市民意識調査結果

対象者：市内に在住の18歳以上の市民  
 標本数：3,000人(無作為抽出)  
 調査期間：2020(令和2)年7月22日～8月11日  
 調査方法：郵送配布・郵送回収  
 回収結果：有効回収数 1,343人、有効回収率 44.8%

#### (1) 地域で暮らす外国人の増加で予想されること

問：地域で暮らす外国人が増えると思うようになりますか？〈該当するものすべてに○印〉

地域で暮らす外国人の増加で予想されることは多い順に、

- ・「地域や経済の活性化につながる」
- ・「治安が悪化する」
- ・「地域活動の担い手が増える」

#### ■傾向【性別】

・大きな差はない。

#### 【年代別】

・30歳未満、60歳代以上では、「地域や経済の活性化につながる」が最も多く、30歳～50歳代では「治安が悪化する」が最も多かった。

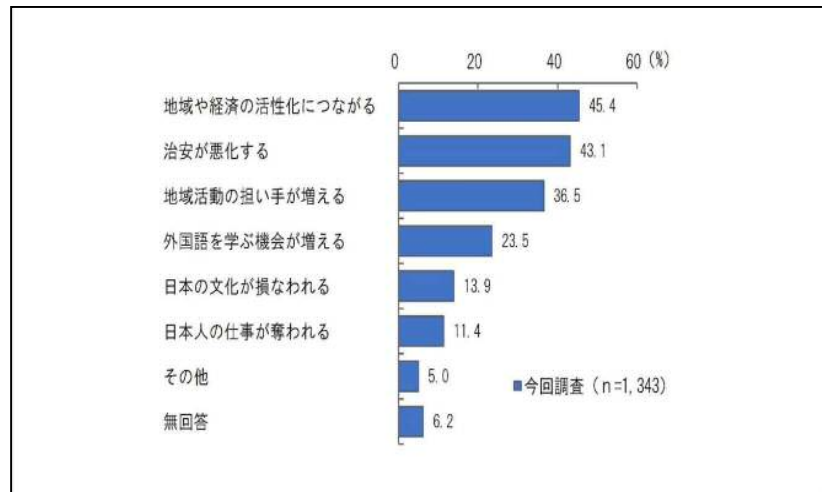
#### 【居住地区別】

・福田地区、竜洋地区は「治安が悪化する」が最も多く、それ以外の地区では「地域や経済の活性化につながる」が最も多かった。

#### 【総括】

■外国人に対し良いイメージと悪いイメージを持っている方はおおよそ同じ割合である。

■外国人に対する誤解を払拭し、また地域活動を維持するうえでも外国人の協力が必要不可欠であることを理解してもらうなどで、地域住民が安心して外国人を受け入れられる環境をつくる必要がある。



(2) 外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なこと

問：外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なことは何だ  
 と思いますか？〈該当するものすべてに○印〉

外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために必要なことは多い順に、

- ・「外国人に地域のルールや習慣を伝える」
- ・「お互いの文化・習慣を学ぶ」
- ・「お互いが日常的にあいさつする」

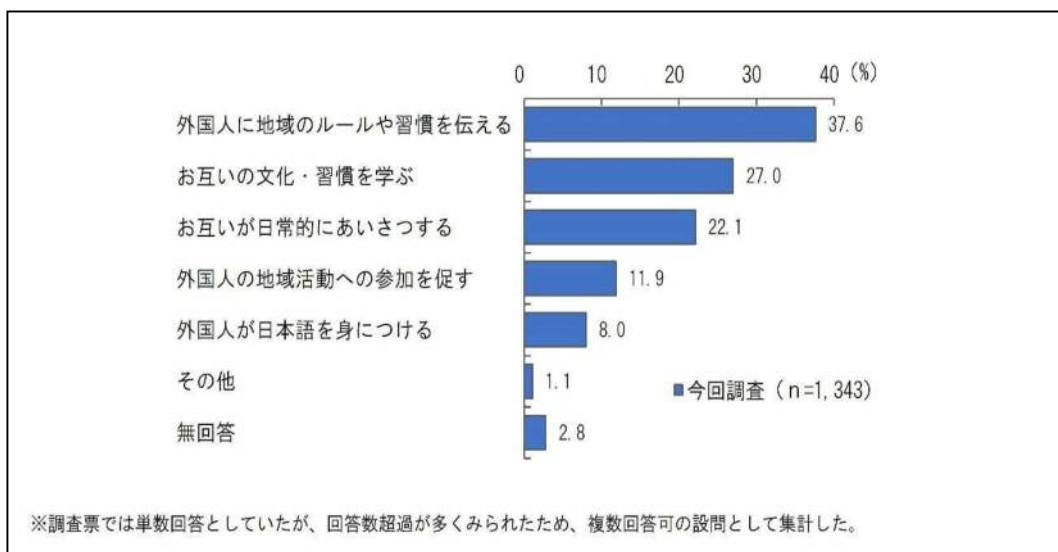
■傾向 【性別】  
 ・大きな差はない。

【年代別】  
 ・30歳代、30歳未満は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、40歳以上の年代では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

【居住地区別】  
 ・見付地区、豊岡地区は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、それ以外の居住地区では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

《総括》

- 多文化共生の実現には、日本人が自国の文化や習慣を理解してもらうだけでなく、外国の文化や習慣を理解し、受け止めることが求められる。
- 年代や地区によって、外国人に「地域のルールや習慣を伝える事」が最優先と考えられているが、まずはお互いが平等な立場で理解し合うことを日本人に対し意識啓発する必要がある。



きょじゅうちいき ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんかじょうきょう  
**(3) 居住地域における地域活動へ外国人住民の参加状況**

と い せいかつ ちいき ぼうさいくんれん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん  
 問:あなたが生活している地域では、防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民は  
 さんか しるし  
 参加していますは?〈○印を1つ〉

がいこくじんじゅうみん ちいきかつどう さんか かいどう ひと やくわり  
 外国人住民が地域活動に「参加している」と回答した人は約2割

けいこう  
**■傾向 【居住地区別】**

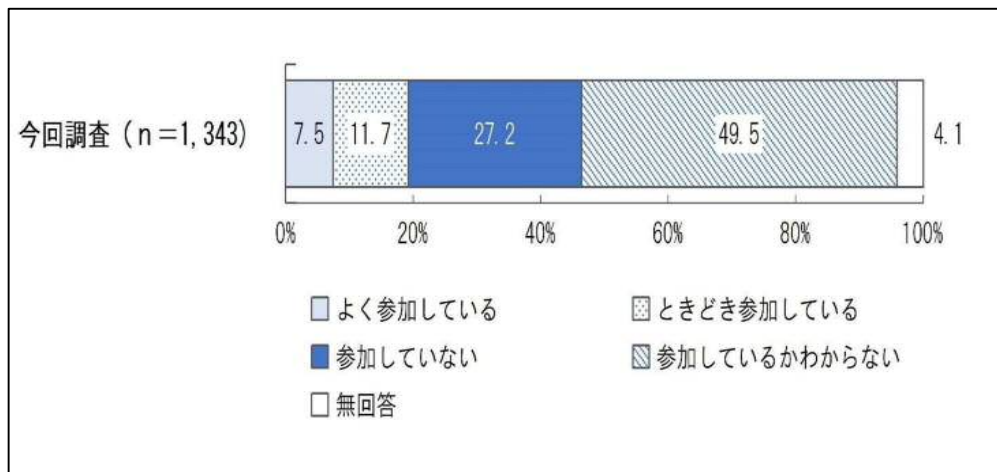
さんか もっと おお きょじゅうちく りゅうようちく  
 ・「参加している」が最も多い居住地区は竜洋地区(33.6%)

さんか もっと おお ちく とよおかちく  
 ・「参加していない」が最も多い地区は豊岡地区(45.0%)となっている。

そうかつ  
**〈総括〉**

ちいき さ がいこくじんじんこう さ こんぼんてき がいこくじん じちかいかにゅうりつ ひく  
**■地域によって差はあるが、外国人人口の差と根本的に外国人の自治会加入率が低い**  
 ことが今回の結果に現れていると考えられる。

ていじゅう えいじゅうか すす がいこくじん お じちかいそしき やくわり ちいき  
**■定住や永住化が進んでいることから、外国人に向けた自治会組織の役割や地域**  
 活動の大切さについて積極的に周知を行う必要がある。



ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう  
**(4) 地域活動へ外国人住民の参加を促すために必要なこと**

とひ ぼうさいくんれん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう  
 問:防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民の参加を促すために必要なことは  
 なん おも がいどう するし  
 何だと思えますか? <該当するものすべてに○印>

がいこくじんじゅうみん さんか うなが がいこくじん じちかい かにゆう うなが もっと おお  
 外国人住民の参加を促すためには、「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い

けいこう せいべつ  
**■傾向 【性別】**

おお さ  
 ・大きな差はない。

ねんだいべつ  
**【年代別】**

さいみまん さいだい たげんご あんない さくせい もっと おお  
 ・30歳未満～50歳代までは、「多言語で案内チラシを作成する」が最も多い。

さいだい さいいじょう がいこくじん じちかい かにゆう うなが もっと おお  
 ・60歳代、70歳以上では「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い。

きょじゅうちくべつ  
**【居住地区別】**

おお さ  
 ・大きな差はない。

そうかつ  
**<<総括>>**

たげんご にほんご じょうほうはっしん がいこくじん じちかいそしき いみ  
**■多言語や、やさしい日本語による情報発信により、外国人に自治会組織の意味や**

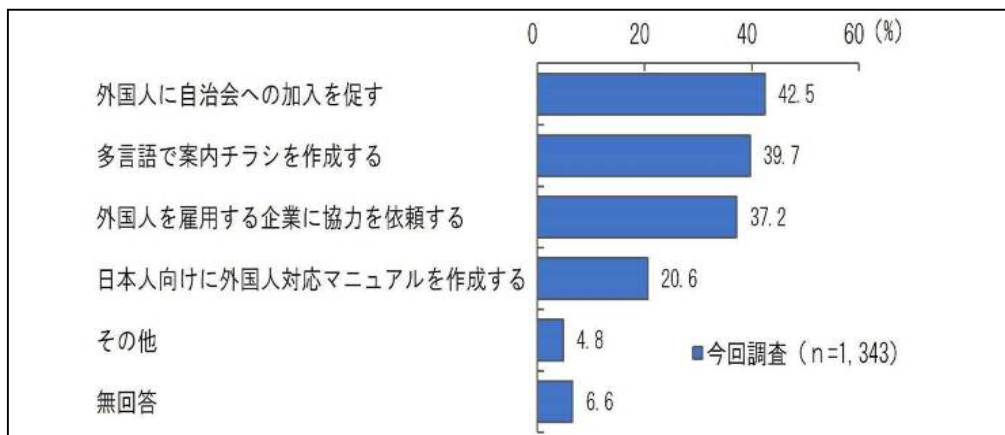
かつどう し ひつよう  
**活動について知ってもらう必要がある。**

じちかいがわ にほんご かつよう ひごろ がいこくじんしみん さんか  
**■自治会側は、「やさしい日本語」を活用して、日頃から外国人市民が参加しやすい**

かんきょう かんけいせい きず ひつよう  
**環境と関係性を築く必要がある。**

にほんじん きんねん ぎのうじっしゅうせいど りよう ざいりゅうきかん みじか がいこくじん おお  
**■日本人は、近年、技能実習制度を利用した在留期間が短い外国人が多いことも**

りかい ひつよう  
**理解する必要がある。**



このページは空白です。

# 磐田市多文化共生社会推進協議会要綱

平成17年7月1日

告示第347号

## (設置)

第1条 磐田市は、多文化共生社会の実現に向けての施策の推進を図るため、磐田市多文化共生社会推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 多文化共生に関する施策の調査、計画及び推進に関すること。
- (2) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他多文化共生の推進に関し必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 企業の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 在住外国人の代表者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱し、又は任命された職員の任期は、当該職にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

しよむ  
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ じちしみんぶ しょり  
第6条 協議会の庶務は、自治市民部において処理する。

ほか  
(その他)

だい じょう こくじ さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ  
第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく  
附 則

しこうきじつ  
(施行期日)

こくじ こうふ ひ しこう  
1 この告示は公布の日から施行する。

にんき とくれい  
(任期の特例)

ようこう しこう ひ い ごさいしよ いしよくまた にんめい いいん にんき だい じょうだい こう きてい  
2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にか  
かわらず、平成19年3月31日までとする。

こくじしこう ごさいしよ おこな きょうぎかい しょうしゅう  
(告示施行後最初に行われる協議会の招集)

こくじしこう ごさいしよ おこな きょうぎかい かいぎ だい じょうだい こう きてい しちょう  
3 この告示施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が  
しょうしゅう  
招集する。



だい じ いわたしたぶんかきょうせいすいしん  
第4次磐田市多文化共生推進プラン

(令和4年3月発行)

いわたしじちしみんぶちいき おうえんか  
磐田市自治市民部地域づくり応援課

〒438-8650 しずおかけんいわたしこうのだい 静岡県磐田市国府台3-1

TEL: 0538-37-4811 FAX: 0538-32-2353

E-mail: [chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)